

貨物自動車運送事業法

1. 案内情報

- ① 手続名：
一般貨物自動車運送事業者等による届出
- ② 手続根拠：
貨物自動車運送事業法施行規則第44条
- ③ 手続対象者：
一般貨物自動車運送事業者、特定貨物自動車運送事業者、貨物軽自動車運送事業者、特定第二種利用運送事業者、地方実施機関及び全国実施機関
- ④ 提出時期：
 - (1) 一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の運輸を開始した場合
届出事由の発生した後遅滞なく
 - (2) 一般貨物自動車運送事業の譲渡し及び譲受け又は法人の合併若しくは分割が終了した場合
届出事由の発生した後遅滞なく
 - (3) 休止していた一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を再開した場合
届出事由の発生した後遅滞なく
 - (4) 法に基づく命令を実施した場合
届出事由の発生した後遅滞なく
 - (5) 一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者の氏名、名称又は住所に変更があった場合
届出事由の発生した後遅滞なく
 - (6) 一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者たる法人であって、役員又は社員に変更があった場合
届出事由の発生した後遅滞なく
代表権を有しない役員又は社員に変更があった場合は、前年7月1日から6月30日までの期間に係る変更について毎年7月31日まで
 - (7) 特定貨物自動車運送事業の運送の需要者の氏名、名称、住所又は法人にあっては、その代表者の氏名に変更があった場合
届出事由の発生した後遅滞なく
 - (8) 地方実施機関又は全国実施機関の名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとする場合
あらかじめ
 - (9) 地方実施機関が、適正化事業指導員を選任した場合
届出事由の発生後15日以内
 - (10) 適正化事業指導員が、転任、退職その他の理由により適正化事業指導員でなくなった場合
届出事由の発生後15日以内
- ⑤ 提出方法：
 - (1)及び(2)については当該許可又は認可をした国土交通大臣又は地方運輸局長、(3)については当該休止届を受理した運輸支局長、(4)については当該命令を発した国土交通大臣、地方運輸局長又は運輸支局長、(5)～(7)については当該許可をした国土交通大臣又は地方運輸局長、(8)については地方実施機関にあっては地方運輸局長、全国実施機関にあっては国土交通大臣、(9)及び(10)については地方運輸局長
- ⑥ 手数料：
なし

- ⑦ 添付書類・部数：
当該届出事項に関し、法人の設立、合併又は分割があったときは、その登記簿の謄本、役員又は社員に変更があったときは、新たに役員又は社員になった者が法第5条第1号から第3号までの規定に該当しない旨の宣誓書
- ⑧ 届出書様式：
貨物自動車運送事業法施行規則第44条第3項
- ⑨ 記載要領・記載例：
提出先となる国土交通省貨物課、地方運輸局貨物課又は運輸支局輸送部門にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- ① 提出先：
国土交通省自動車交通局貨物課
各地方運輸局貨物課等
各地方運輸局運輸支局輸送部門等
沖縄総合事務局陸運事務所輸送部門
- ② 受付時間：
提出先等にお問い合わせ下さい。
- ③ 相談窓口：
提出先又は地方運輸局貨物課等

国土交通省自動車交通局貨物課	03-5253-8111	(内線41333)
北海道運輸局貨物課	011-290-2743	
東北運輸局貨物課	022-299-8851	(内線382)
北陸信越運輸局貨物課	025-244-7579	
関東運輸局貨物課	045-211-7248	
中部運輸局貨物課	052-952-8037	
近畿運輸局貨物課	06-6949-6447	
中国運輸局貨物課	082-228-3438	
四国運輸局貨物課	087-835-6365	
九州運輸局貨物課	092-472-2528	
沖縄総合事務局陸上交通課	098-866-0061	